

令和7年度の運営指導 における指導事例から

小松市長寿介護課

目次

1. サービス共通事項

2. 居宅介護支援

3. 認知症対応型共同生活介護

4. 地域密着型通所介護

5. その他

1. サービス共通事項

事例 1 - 1	利用者への内容及び手続きの説明及び同意
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 利用契約書、重要事項説明書、各同意書に日付や署名漏れがあった・ 利用契約書、重要事項説明書、各同意書の内容が見直されておらず古いままのものがあった
指導	<p>利用者は介護サービス事業者を自由に選択できることが基本です。</p> <p>利用申し込みの際には、運営規程の概要や職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制など、利用者のサービス選択に必要な重要事項について、丁寧に分かりやすく説明し、書面により同意を得てください。</p> <p>報酬改定などにより料金に変更になる場合も、書面を交付することにより説明してください。</p>

1. サービス共通事項

事例 1 – 2	高齢者虐待防止のための措置について
指摘事項	虐待防止のための指針の内容が不十分であった
指導	虐待の防止のために取り組むことが義務付けられている事項 1. 虐待防止委員会を定期開催し、その結果を職員に周知 2. 虐待防止のための指針の整備 3. 職員研修の定期実施 4. 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置 具体的な取り組み内容については各サービスの解釈通知※をご確認ください →未実施の場合は減算（1/100）となります

※解釈通知...指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(H18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11.7.29老企第22号) など

1. サービス共通事項

事例 1 - 3	会計の区分について
指摘事項	事業所ごとに会計を区分していなかった
指導	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分し、事業ごとの収支が分かるようにしてください 会計処理の具体的な方法は、国通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（H13.3.28 老振発第18号）で示されています

1. サービス共通事項

事例 1 - 4	個人情報の取扱いについて
指摘事項	利用者や家族の個人情報が含まれる書類が、鍵のない棚や鍵のない事務室に保管されていた
指導	従業員以外の者が個人情報の閲覧や持ち出しができないよう、 施錠できる場所 に適切に保管してください

1. サービス共通事項

事例 1 - 5	事故発生時の対応について
指摘事項	サービスの提供により事故が発生し、医療機関を受診したにもかかわらず、事故報告が提出されていなかった
指導	<p>以下のような事故が生じた場合は、市へ報告をしてください</p> <ul style="list-style-type: none">・サービスの提供による利用者のケガ（受診あり）又は死亡事故の発生・食中毒及び感染症の発生（利用者10人以上または全利用者の半数以上）・職員の法令違反・不祥事件等の発生・その他、報告が必要な場合（個人情報紛失、行方不明、盗難事案など） <p>また、再発防止のために事故原因の分析と再発防止策の検討を行い、職員間で周知徹底してください</p>

詳細は小松市ホームページを確認し、掲載の様式を使用してください

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1039/1/1/14712.html>

1. サービス共通事項

事例 1 - 6	変更届の提出について
指摘事項	変更届の提出時に、資格者証や研修の修了証書の写しが添付されていない
指導	<p>管理者や計画作成担当者に変更があり、変更届を提出する際は、資格要件を満たしているか確認できるように、資格者証や、受講が義務付けられている研修の修了証書の写しを添付してください</p> <p>なお、職員の異動等の際には、必ず資格や研修の受講要件を確認してください</p>

1. サービス共通事項

事例 1 - 7	常勤換算の方法について
指摘事項	非常勤の従業員の休暇や出張の時間を勤務時間に算入していた
指導	<ul style="list-style-type: none">・非常勤の従業員の休暇や出張の時間は、サービス提供に従事する時間とは言えないので、常勤換算する場合の勤務延べ時間数には含めないでください・常勤の従業員については、<u>常勤換算方法による人員基準が定められている人員</u>においては、休暇や出張の期間が、1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものとして取り扱うことができます

参照：H14年3月28日 事務連絡 運営基準等に係るQ&A 問I

1. サービス共通事項

事例 1 – 8	処遇改善加算について
指摘事項	処遇改善加算の取組み内容について、介護職員へ周知されていなかった
指導	<ul style="list-style-type: none">・ 介護職員等処遇改善計画書・ 任用要件・賃金体系の整備・ 資質向上のための研修の実施等・ 昇給の仕組みの整備（IVを除く） について、全ての介護職員に周知してください

1. サービス共通事項

事例 1 - 9	掲示について
指摘事項	事業所の玄関等に掲示してある運営規程や運営推進会議の記録について、内容の古いものがあった
指導	各種掲示物や閲覧用の記録等は、最新のものにしてください

1. サービス共通事項

事例 1 - 10	重要事項のウェブサイトへの掲載について
指摘事項	重要事項がウェブサイトに掲載されていなかった
指導	<p>令和7年度より重要事項のウェブサイトへの掲載が義務付けられています 介護事業所の運営規程の概要等の重要事項については、これまでの「書面 掲示」に加えてウェブサイト※で公表してください</p> <p>※法人のホームページ又は介護サービス情報公表システムに掲載</p>

1. サービス共通事項

事例 1 - 11	各種マニュアルや緊急連絡網について
指摘事項	各種マニュアルや緊急連絡網について、内容の古いものがあった
指導	各種マニュアルや緊急連絡網は、適宜確認と見直しを行い、実効性のあるものとしてください

1. サービス共通事項

事例 1 - 1 2	非常災害対策について
指摘事項	非常口付近に歩行器等が置かれていた
指導	避難時に通行の妨げとなる可能性があるため、障害となるものは置かず、常に避難経路を確保しておいてください 介護事業所に置ける防災対策の強化については、厚労省課長通知「介護保険施設等における防災対策の強化について」（平成24年4月20日 老総発0420第1号）を参照ください

2. 居宅介護支援

事例 2 - 1	サービス事業所に関する情報提供について
指摘事項	サービス事業所を紹介するための情報（パンフレットや一覧表、閲覧用のPCなど）が用意されていなかった
指導	<p>居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者自身がサービス事業所を自由に選択できることが基本であり、特定の法人やサービスに偏ることのないよう、公正中立に行わなければなりません</p> <p>利用者の選択に資するよう、サービス事業所に関する情報を広く提供して下さい。</p>

2. 居宅介護支援

事例 2 - 2	同一建物減算について
指摘事項	隣接する敷地に所在する有料老人ホームに居住する利用者について、同一建物減算を適用していなかった
指導	令和6年度の介護報酬改定により、利用者が ①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物 ②隣接する敷地内の建物 ③指定居宅介護支援事業所と同一の建物 ④1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物 に居住する場合には、所定単位数の95%の算定となります

2. 居宅介護支援

事例 2 - 3	特定事業所集中減算の判定に係る計算書について
指摘事項	特定事業所集中減算の要件に該当するかを判定する計算書が作成されていなかった
指導	<p>居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回、特定事業所集中減算の要件の該当の有無の判定を行い、該当した場合は、減算を適用してください</p> <p>①判定期間 3月～8月 → 減算適用期間 10月～3月 ②判定期間 9月～2月 → 減算適用期間 4月～9月</p> <p>減算が適用されない場合でも、計算書を作成し5年間保存してください</p>

2. 居宅介護支援

事例 2 - 4	居宅介護支援経過等の記載について
指摘事項	居宅介護支援経過等の記載事項に不足があった
指導	利用者にサービス利用票を交付したことや、モニタリングを行った場所と相手方、サービス担当者会議を欠席した事業所からの意見照会の結果などは、居宅介護支援を適切に行っていることを示すものになりますので、適切に記録しておいてください

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1	人員基準について
指摘事項	常勤の従業者が超過勤務を行うことにより、職員が不在となる時間を穴埋めしていた
指導	超過勤務（残業）をもって人員基準を満たすことは認められません 介護従業者の勤務時間数の合計が、当該事業所に置いて確保すべき勤務延べ時間数を満たしている場合でも、 常時、介護従業者が1人以上確保されるよう、適正に人員を配置してください

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 2	認知症介護基礎研修について
指摘事項	無資格の介護従業者に認知症介護基礎研修を受けさせていなかった
指導	<p>事業者は、介護に直接携わる、医療・福祉関係資格を有さない職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられています</p> <p>新たに採用した従業者については、採用後 1 年以内に研修を受けさせてください</p>

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 3	認知症であることの確認について
指摘事項	認知症であることが確認できない利用者がいた
指導	認知症対応型共同生活介護を利用できるのは、認知症である人のみです 認知症であるかを判定できるのは医師のみであることから、入居に際し、主治医の診断書や意見書などにより認知症であることを確認してください 診断書等の書類が無い場合でも、サービス担当者会議で医師に確認したり、照会するなどし、確認した結果を記録として残しておいてください

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 4	運営規程について
指摘事項	運営規程において、 介護予防 認知症対応型共同生活介護に関する内容が含まれていなかった
指導	<p>要支援 2 の方は、介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者となります 介護予防認知症対応型共同生活介護の指定も受けている場合は、運営規程において、介護予防認知症対応型共同生活介護についても規程してください</p> <p>なお、要支援の方に対しては、できる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することに留意してください</p>

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 5	重要事項説明書について
指摘事項	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の記載がなかった
指導	利用者のサービスの選択に資するため、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」を説明してください。

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 6	認知症対応型共同生活介護計画の作成について
指摘事項	計画が画一的で、利用者の意向や心身の状況が反映されていなかった
指導	利用者の認知症の症状の進行を緩和し、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、それぞれの利用者の意向や心身の状況に応じて、外出の機会を設けたり地域での行事に参加するなど、多様な活動の確保に努めてください

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 7	地域との連携について
指摘事項	事業所や利用者が、町内会や地域の住民との関わる機会が少ない
指導	地域密着型サービス事業の運営にあたっては、町内会や地域の住民等と連携及び協力を行い、地域との交流を図らなければなりません 運営推進会議に、地元町内会の役員や民生委員等に出席していただいたり、地域の行事に参画するなどし、 地域に開かれた事業運営 を行ってください

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 8	協力医療機関に関する届出について
指摘事項	協力医療機関に関する届出書が市に提出されていない
指導	年に1回以上、協力医療機関と、利用者の急変時等における対応を確認するとともに、 協力医療機関の名称や取り決め内容 を小松市長寿介護課に届け出てください。（協力医療機関連携加算の取得の有無に関わらず）

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 9	医療連携体制加算について①
指摘事項	医療連携体制加算の算定要件である看護師について、加算の要件を満たす上で必要とされるサービスを行っていなかった
指導	看護師としての基準勤務時間数は設定されていませんが、必要とされる具体的なサービスとしては、 <ul style="list-style-type: none">・利用者に対する日常的な健康管理・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡、調整・看取りに関する指針の整備 などを想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間が確保できていることが必要です

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 0	医療連携体制加算について②
指摘事項	医療連携体制加算の算定要件である看護師について、算定要件を満たす人員が配置されていなかった
指導	医療連携体制加算（I）の看護職員の配置要件は以下のとおりです （イ）当該事業所の職員として看護師を常勤換算で1人以上 （ロ）当該事業所の職員として看護師又は准看護師を常勤換算で1人以上 （ハ）当該事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1人以上

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 1	医療連携体制加算について③
指摘事項	医療連携体制加算の算定要件である看護師の勤務時間について、勤務表及び出退勤の管理において明確に管理されていなかった
指導	医療連携体制加算の算定要件となる看護師（准看護師）について、当該事業所において看護師としての業務に当たる場合には、勤務表において勤務時間を明記するとともに、出退勤の管理においても、勤務時間を明確にしてください

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 2	医療連携体制加算について④
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 重度化した場合の対応に係る指針が整備されていなかった・ 重度化指針について入居時に利用者への説明と同意がなかった
指導	<p>医療連携体制加算の算定要件として、 「重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ていること」 が必須です 必ず入居の際に説明し、同意を得てください</p>

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 3	看取り介護加算について
指摘事項	看取り介護加算の取得のための同意書の内容に不足があった
指導	<p>看取り介護加算は、事業所を退居した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、死亡月にまとめて算定するため、利用者にとっては、事業所に入居していない月も自己負担を請求される場合があります。</p> <p>また、入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、同意を得ておく必要があります。</p> <p>上記について利用者とその家族に説明し、文書にて同意を得てください。</p>

3. 認知症対応型共同生活介護

事例 3 - 1 4	栄養管理体制加算について
指摘事項	管理栄養士が技術的助言や指導を行っている記録が整備されていなかった
指導	管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていることが分かるよう、以下の事項を記録してください イ 当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題 ロ 当該事業所における目標 ハ 具体的方策 ニ 留意事項 ホ その他必要と思われる事項

4. 地域密着型通所介護

事例 4 - 1	生活相談員の配置について
指摘事項	生活相談員の配置が 1 名であるため、休暇取得時等の代替職員がいない
指導	<p>地域密着通所介護事業所の生活相談員については、サービス提供日ごとに、サービス提供時間中は常に配置されている必要があります</p> <p>生活相談員の配置が 1 名の場合、その職員の休暇等により配置基準を満たさなくなることから、複数配置するなどしておくことが望ましいです</p> <p>なお、生活相談員が、サービス担当者会議や地域ケア会議に出席する時間、利用者宅での相談・援助の時間、社会資源の発掘・活用のための時間などは、勤務の時間に含めることができます</p>

4. 地域密着型通所介護

事例 4 - 2	サービス提供体制強化加算について
指摘事項	従業者常勤換算一覧表が作成されていなかった
指導	毎年度、従業者常勤換算一覧表を作成し、サービス提供体制強化加算の算定要件を満たしているかを確認してください 要件を満たしていない場合は、速やかに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」にて変更・廃止の届出を提出してください

5. その他（過誤調整について）

今年度の指導において、加算の要件を満たしていないことが分かり、支払い済みの介護報酬について過誤調整となった事例が複数ありました。

各加算を取得するにあたっては、**国の報酬に関する基準や解釈通知を確認し、要件を満たしているか十分確認した上で、請求をしてください。**

過誤調整とは、事業者が、誤りのあった審査決定済（支払い済）の介護報酬の請求を取り下げて、改めて正しい請求を行う場合の手続のことを言い、2種類の方法があります。

①**通常過誤**…誤った介護給付費明細書の取下げ（過誤調整）を行い、国保連から「過誤決定通知書」が届いた翌月に、正しい請求を行うもの。

②**同月過誤**…誤った介護給付費明細書の取下げ（過誤調整）と、正しい請求を、同月に行うもの。誤った請求分と正しい請求分の差額だけの調整となります。

ただし、②**同月過誤**については、**指導・監査等により、膨大に過誤処理が必要になった場合に、保険者と協議・調整の上で実施することになり、国保連合会との事前調整も必要になりますので、必ず保険者に相談してください。**

5. その他（国の基準と解釈通知一覧）

【指定居宅介護支援】

人員・運営基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号） https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100038
人員・運営基準の解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日）（老企第22号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4366&dataType=1&pageNo=1
報酬算定の基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日）（厚生省告示第20号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa0254&dataType=0&pageNo=1
報酬算定の基準の解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日）（老企第36号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4378&dataType=1&pageNo=1

5. その他（国の基準と解釈通知一覧）

【指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス】 その①

人員・運営基準	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚労省令第34号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7858&dataType=0&pageNo=1</p>
人員・運営基準 （介護予防）	<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚労省令第36号） https://laws.e-gov.go.jp/law/418M60000100036</p>
人員・運営基準 の解釈通知	<p>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)</p>

5. その他（国の基準と解釈通知一覧）

【指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス】 その②

報酬算定の基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労省告示第126号) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7862&dataType=0
報酬算定の基準 (介護予防)	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労省告示第128号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7864&dataType=0&pageNo=1
報酬算定の基準 の解釈通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（解釈通知）（平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018厚労省通知）
施設基準	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚労省告示第95号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab4584&dataType=0